



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	我が国における企業不正事例(1)
Author(s)	吉見, 宏
Citation	経済學研究, 45(2), 109-122
Issue Date	1995-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32004
Type	departmental bulletin paper
File Information	45(2)_P109-122.pdf



<研究ノート>

我が国における企業不正事例 (1)

吉 見 宏

1. はじめに——企業不正事例研究の意義

1.1 会計・監査にとっての企業不正事例
事件として扱われる企業不正ないし不祥事例は、背任、横領、贈収賄など広範囲にわたる。さらには、倒産、倒産危機といった事例も、不正・不祥事例に含めて考えられることが多い。

これらの企業により行われる不正は、その多くが不正な経理操作、さらにはその結果として粉飾経理となって表れることが多く、この場合に会計や監査に直接的に関わる問題となる。ここで粉飾経理をもっとも広義にとらえれば、以下のように整理できよう。第1に、粉飾経理は、合法的なものと違法的なものに分けられる。このうち合法的なものは、たとえば継続性の原則を犯して会計方法の変更を行うことにより利益額の操作を行うものが代表的である。これも、正当な理由がなければ必ずしも合法的なものとはいえず、公認会計士監査にあつては認められない経理操作であるが、逆に言えば正当な理由があると公認会計士によって認められれば合法的なものとなる。監査報告書上には限定意見(2号限定)が付されるものの、現実にはかかる正当な理由のある会計方法の変更が、かなり頻繁にみられることは周知のとおりである。

また違法的なものは、さらに利益の過大計上を行ったものと、過小計上を行ったものとに分けられる。粉飾経理を最狭義にとらえるときには、このうち前者をさし、後者は逆粉飾と呼ばれる。

一般的には、粉飾といわれるものは違法的な

ものをさすが、企業不正・不祥事例が事件となったものを検証すれば、大なり小なり合法的・違法的な経理操作が行われている。すなわち、ここで示した最広義の意味での粉飾経理が行われている。それらが合法的なものにあたるか違法的なものにあたるかは別として、その会計過程に携わるのは会計情報の作成者である経営者であり、監査人である監査役や公認会計士である。このために、仮にこれらの粉飾経理が何らかの事件となって表れたとき、経営者の責任が問われるのはもちろん、しばしば監査人の責任も問われ、あるいは監査それ自体に対して疑問が呈されることになる。

1.2 エクスペクテーション・ギャップ問題の顕在化

我が国における外部強制監査制度は、証券取引法に基づく公認会計士監査が導入された戦後に、本格的な根源を持つとあってよい。その意味で、我が国は外部強制監査の経験をいまだ50年程度しか持ち得ていない。そのような我が国の監査に対しては、まず昭和40年前後に多くの批判や疑義が呈された。昭和39年には、サンウェーブ工業が倒産し、粉飾決算、違法配当が行われていたことが明らかになる。さらに昭和40年には山陽特殊製鋼が倒産、やはり粉飾決算が明らかとなる。これらは社会的にも大きな問題とされた事件であったが、監査にとっても深刻な問題として受け止められ、多くの議論を呼んでいる。結果として、監査制度上もかかる不正の再発防止に向け、昭和49年には商法改正によ

表1 不正・不祥事例年表

年	関連する企業	主な内容
1958	千葉銀行 (レインボー事件)	不正融資
1964	サンウェーブ工業	粉飾経理, 違法配当, 倒産
1965	山陽特殊製鋼	粉飾経理, 倒産
	山一証券	経営危機, 日銀特融の発動
1970	富士銀行	不正融資
1974	日本熱学工業	粉飾経理, 倒産
1975	興人	倒産
	東邦産業	粉飾経理, 倒産
1976	全日空, 丸紅 (ロッキード事件)	疑獄
	安宅産業	乱脈経理, 吸収合併により救済
	東洋バルブ	倒産
1978	永大産業	倒産
	不二サッシ工業, 販売	粉飾経理, 倒産
	日商岩井 (ダグラス・グラマン事件)	疑獄
1979	大光相互銀行	簿外保証, 不良債権
	徳陽相互銀行	簿外保証
	鉄建公団	不正経理(カラ出張, ヤミ賞与)
	KDD	密輸, 疑獄, 不正経理
	山口銀行	不正融資
1980	平和相互銀行	簿外保証
1984	大沢商会	倒産
	リッカー	倒産
1985	三光汽船	倒産
1986	平和相互銀行	不正融資, 吸収合併により救済
1988	第一相互銀行	不正融資
	リクルート	疑獄
1990	イトマン	乱脈経理, 吸収合併により救済
1991	日本コッパース	監査法人の損害賠償責任認定
	日東あられ	粉飾経理, 倒産
	マクロス	粉飾経理
	野村証券, 日興証券	損失補填
	富士銀行, 埼玉銀行,	不正融資
	東海銀行	
	東洋信用金庫	不正融資, 解体清算
	MARUKO	倒産
1992	佐川急便	疑獄, 不正経理
	レック	倒産, インサイダー取引疑惑
	アイベック	粉飾経理, 倒産
	テーエスデー	虚偽発表, 倒産
	イトーヨーカ堂	商法違反(総会屋へ利益供与)
	雅叙園観光	監査法人解任
1993	道央信用金庫	不正融資
	金石信用金庫	乱脈融資, 解体清算
	にっかつ	倒産
	太陽鉄工	倒産
	キンビール	商法違反(総会屋へ利益供与)
	ハニックス工業	倒産
	ハザマ, 清水建設, 鹿島,	疑獄
	飛鳥建設(ゼネコン汚職)	
	NTN	商法違反(総会屋へ利益供与)
	光洋機械	倒産
1994	日本商事	インサイダー取引
	日本モーゲージ	倒産
1995	東京協和信用組合,	乱脈融資, 経営破綻
	安全信用組合	

注) 本事例研究に関連するもののみ表出。なお、事例の年次は原則として報道が本格化した年を示している。

る監査役制度の強化, 監査特例法の制定による会計監査人監査の導入, 公認会計士法の改正および公認会計士等に係る利害関係に関する省令の公布などの諸改革が図られ, 1つの転換期を経たのである。

ところで現在は, その昭和40年代に続く監査にとっての2度目の試練ないし転換期を迎えたといわれている¹⁾。特に現代の特徴は, 不正事例に関連した監査への批判が, エクスペクテーション・ギャップ(期待ギャップ)問題として表れていることにある。アメリカにおいては, 1960年代以降, 企業不正の発覚が監査の失敗と直接的に結び付けられ, 被害を被った投資家など財務諸表利用者からの会計士を相手取った訴訟の多発という形で顕在化した。会計士が近代監査の立場から, 不正の発見は財務諸表監査の第一義的目的ではないこと, 監査基準に則った監査を行った結果発見できなかった不正であり, 会計士に責任がないことを主張したにもかかわらず, 訴訟の多くは会計士側の敗訴に終わった。ここにエクスペクテーション・ギャップ問題が認識され, アメリカの会計士は新たな対応を迫られたのである。

このような訴訟は, いずれ日本でも見られるようになるという指摘もある²⁾。しかし, 日本コッパース社の事例を除けば, 我が国では訴訟という形でエクスペクテーション・ギャップ問題が顕在化した例は稀である。むしろ我が国は, まったくそのような問題はない国だとする認識

- 1) 新井清光教授は「昭和40年代に次いで2度目の試練」(『日本経済新聞』平成4年8月21日朝刊)であるとし, 同様に鳥羽至英教授は「60—70年代に続いて2度目の転換期」(『日経金融新聞』平成5年9月10日)であるとする認識を示されている。
- 2) たとえばアーサー・アンダーセン事務所の山内税嗣氏は, 「アメリカの訴訟ブームはエイズのように, いずれ日本に伝染する」「幸か不幸か, これまで日本では会計監査が軽視され過ぎていた。しかし今後は損失補てんのような事件が起これば, 会計士が訴えられるようになる」(『読売新聞(東京)』平成4年8月16日朝刊)とされている。

もある³⁾。しかしながら、確かに訴訟という形で顕在化していないとしても、我が国においてエクスペクテーション・ギャップ問題が存在していないかといえば決してそのようなことはない⁴⁾。我が国では、この問題が潜在化しているともいえるのである。

1.3 本事例研究の方法

監査への期待とその結果としての批判は、訴訟という形ではないにしても、我が国では具体的にどのように表れているのであろうか。このような、我が国における監査への期待をみる1つの方法として、不正事例に関連して報道に表れた監査への言及、批判をみることがあげられる。もちろん報道に表れた監査への批判は、必ずしも社会の期待と直ちに一致するものではあるまい。しかしながら、現代にあつて報道が少なくとも世論を形成する役割を大きく担っていることは事実である。我が国においてエクスペクテーション・ギャップ問題が潜在化し、また将来は訴訟となって表れるであろうことが指摘される中で、監査に対する期待を反映し、ないしは作り出すものとして報道に注目しておく必要がある。

かかる認識に基づき、本事例研究では、特に監査に対する第一の転換期といわれた昭和40年代のあと、昭和50年代から現在に至る主な企業不正事例について、新聞の記事に表れた監査人の責任を問うものを中心にみていくことにする⁵⁾。なお、以下事例中にあつては、企業等の名

称は実在のものであるが、必要な個人名は原則として伏せてある。また企業等の名称、役職名などはすべて報道時点のものである。

2. 事例 大光相互銀行

2.1 事例の概要

大光相互銀行は新潟県長岡市に本社を持つ東証一部上場の相互銀行である。本事例は、同銀行による多額の簿外債務保証の発覚を中心とするものである。

本事例の端緒は、国会審議に始まっている。昭和49年10月25日、参議院決算委員会で、田中元首相関連企業とされ、倒産した三協物産への同行の多額の融資が取り上げられ、さらに11月27日には同じく田中元首相関連企業のパール産業への融資が取り上げられる。

さらにこの後、昭和53年10月17日には参議院大蔵委員会で、同行が上述の三協物産への回収不能の債権を回収したように見せかけており、粉飾の疑いがあるとの指摘がなされた⁶⁾。これをきっかけに、11月27日には同行のK社長が引責辞任する⁷⁾。なおこの間、昭和50年11月には、同行は東証二部から一部へ昇格している。

しかし大光相互銀行が大きく注目されるに至るのは、昭和54年5月11日に、大蔵省と日銀が大光相互銀行の同年3月期決算が22億円の当期損失となることを発表したことに起因する⁸⁾。これは、主として不動産、レジャー関連産業への不良債権約60億円を3月期決算で償却するために生じたものとされた。しかしその後大蔵省は、不良債権が100億円にのぼるとみて、ここで粉飾決算の疑いが報道される⁹⁾。直後、先の不良債権60億円の内訳が公表され、その結果、前9月期決算では計上していない、すなわち簿外の743億円の債務保証の存在が明らかにされる。3

3) Agars他 [1995] によれば、訴訟問題はアングロサクソン系の国で顕著だが、日本はIFACが行ったアンケートにたいして現在全くそのような問題がないと回答した数少ない国の1つとされている (Agars他 [1995], 31頁)。

4) 吉見 [1993] および吉見 [1994] によれば、我が国にも明らかなエクスペクテーション・ギャップの存在を見ることができる。

5) 本事例研究では、以下主として日本経済新聞をもとに検証するが、必要に応じて日経産業新聞、日経金融新聞や他の一般全国紙、地方紙、および、経済雑誌の記事も参照する。

6) 『日本経済新聞』昭和53年10月17日夕刊。

7) 『日本経済新聞』昭和53年11月28日朝刊。

8) 『日本経済新聞』昭和54年5月12日朝刊。

9) 『日本経済新聞』昭和54年5月18日夕刊。

月期決算において、このうち32億円を回収不能として償却計上した結果、合計60億円の不良債権償却、16億円の経常損失、28億円の税引前当期損失、22億円の当期損失を計上することとなったことがわかったのである¹⁰⁾。

さて、この事例が粉飾決算にあたるかどうかがこのときまず議論となっている。というのも、粉飾決算とされれば、それまで戦後最大とされた不二サッシの粉飾額を上回る粉飾決算事例となるからである。しかしこの時点では、大蔵省、日銀とも粉飾決算となるかどうかについては、直接に利益の変動を伴っていないことを理由に明言を避けている。だが簿外保証のうち434億円は不良債権となっており、少なくとも銀行業としては史上空前の不祥事といわれたのである。

このような批判を受け、6月22日の株主総会では役員が総退陣した。またこれに先立つ19日には、簿外保証の全容を知っていたといわれるM常務の自殺事件も起こっている。

その後新潟地検などが捜査を開始、大光相互銀行の協力の下に進められるが、8月下旬には、警察庁により本件を特別背任事件として立証する方針が指示される¹¹⁾。これを受けて、本事例は同年9月5日に同行元社長K氏の自宅等の強制捜査¹²⁾、29日にK元社長ら同行元幹部3人の商法486条特別背任容疑での逮捕に展開する¹³⁾。11月1日には3名が特別背任罪で、K元社長と大光相互銀行が証券取引法違反（有価証券報告書不実記載）と相互銀行法違反（業務報告書不実記載）で起訴される。これについては、マネージメント・リサーチ・センターへの15億8千500万円、ミナミ工業への60億7千600万円、東京農林グループへの65億9千500万円の融資が対象となっている¹⁴⁾。その後、昭和59年5月17日には新潟地裁で有罪判決が下り、被告側は控訴したが、

昭和62年12月8日東京高裁で控訴棄却の判決が出ている。

2.2 報道の論点

本事例については、当初は昭和51年に発覚したロッキード事件、それに続くいわゆる田中金脈疑惑に関連して報道された傾向がある。しかし報道は、本事例が簿外保証事件の様相を強くするに合わせて本格化し、その後は基本的には司直の捜査状況に沿った形でなされている。すなわち、裏保証の額と、その内容が報道の中心となった。それによれば、逮捕されたK元社長は昭和45年11月に義父から社長を引き継いでいるが、45年3月期にすでに2社に対し7億8千万円の簿外保証があり、以降48年9月期には200億円を突破、最終的には743億6千万円になるに至っている。

また大光相互銀行の簿外保証先は、不動産、ゴルフ場などレジャー関連に集中している¹⁵⁾。これらに対する簿外保証が増えていった時期は、いわゆる高度成長期と一致しており、保証先の事業も、列島改造ブーム、不動産ブームに符合している。報道は、いわばこの好景気に便乗した末の事件という性格を描写した。また、そのような融資を可能にした一因として、同銀行がK氏らのファミリー経営であったこともしばしば指摘している。この結果、K元社長の周辺についてはかなり詳細な報道も目立っている。

2.3 監査および監査人との関連

大光相互銀行は上場企業であり、証券取引法の対象企業である。また昭和51年9月期から、資本金10億円以上の銀行が商法監査特例法、証券取引法附則の改正により公認会計士監査の対象となり、本事例はこの制度発足後初めての不祥事例であった。いずれにせよ同行には当然ながら公認会計士による監査が行われており、監

10) 『日本経済新聞』昭和54年5月19日朝刊。

11) 『日本経済新聞』昭和54年8月29日朝刊。

12) 『日本経済新聞』昭和54年9月5日夕刊。

13) 『日本経済新聞』昭和54年9月29日夕刊。

14) 『日本経済新聞』昭和54年11月2日朝刊。

15) 『日本経済新聞』昭和54年9月29日夕刊。

査法人サンワ東京丸の内事務所が担当していた。同法人は、問題となった54年3月期決算に対し「意見差控」の監査報告書を提出している。この点について「それにしても、K元社長が社長の座を投げ出すまで、同行がデタラメな経営をしていることを大蔵省（検査権限がある）も、日銀（考査権限がある）も、公認会計士も気づかなかったのだろうか」「53年9月期まではなぜ、問題があることがわからなかったのだろうか」と、監査法人の監査に疑問を呈する報道もあった¹⁶⁾。しかし同じ記事において、監査法人が手続きどおりやっており、問題はないと主張しており、大蔵省もそれを認めていることも紹介し、「手続き通り監査して、問題点を発見できていなかったとすれば、手続きに欠陥があるのだろう。と同時に、手続き通りやっていたら何の責任もないはず、という発想にも疑問がないわけではない。」「広い意味での公認会計士の監査能力の向上が必要だろう」としている¹⁷⁾。また、先に述べたように、銀行が公認会計士監査の対象となって間もない事例であることから会計士が銀行監査に不慣れであった点、また他業種に比べて銀行の監査日数が少ないことを指摘し、公認会計士の立場にも一定の理解を示している。

以上のような報道もあるものの、本事例に関しては、報道上では会計および監査に関する言及は必ずしも多いとはいえず、報道の中心とはなり得ていなかったといえよう。

2.4 本事例の特徴とその後の対応

本事例の特徴としては、以下の点を指摘できる。

- ① 元をたどればロッキード事件に派生する事例であること
- ② 銀行に公認会計士による強制監査が導入されて初の不祥事例であったこと

③ 簿外保証が行われてからこれが発覚するまでに8年もの時間が経過し、この間監督機関も公認会計士もこれを発見できなかったこと

④ 監査問題に関しては、後に学界の反応が大きかったこと

⑤ 監査について責任を問う報道は中心ではなかったが、監督機関の検査を含めて問題視した報道もあったこと

⑥ 好景気に乗じ不動産関連融資を中心とした簿外保証事件であったこと

アメリカでエクスペクテーション・ギャップ問題が論じられるようになった端緒として、ウォーターゲート事件、ロッキード事件のような大きな疑獄事件の発生が指摘されている¹⁸⁾。これらの事件により、一般国民が不正事件に関心を寄せるようになり、その後に発生する企業不正への監査人の監視役としての役割の期待となって表れるようになったとされる。周知のように、ロッキード事件は我が国でも一般に大きな関心と呼んだ疑獄事件であった。この事件自体は、直接的には監査問題との関連が薄いとしても、我が国においてこのような事件がエクスペクテーション・ギャップ問題にどのような影響を与えたのかは、アメリカに比較する意味で興味ある課題である。本事例は、ロッキード事件に端緒を持ち、少なくとも未だロッキード事件の記憶が新しい時期に起こった不祥事例であった。また、前年の昭和53年12月には、日商岩井事件（ダグラス・グラマン事件）も起こっている。本事例が、我が国において大きな疑獄事件が生じた直後に発覚したものであることには、アメリカでのエクスペクテーション・ギャップ問題の経過と比較する上で留意しておく必要がある。

しかし、アメリカでの経験とは異なり、本事例では報道の中心は必ずしも監査人には向かなかった。確かに報道によって、公認会計士の監

16) 『日本経済新聞』昭和54年8月24日朝刊。

17) 『日本経済新聞』昭和54年8月24日朝刊。

18) 川北 [1992], 5頁

査によってもなぜ不正が長期にわたって発見されなかったのかとの疑問は呈されている。先にも述べたように、問題が発覚してからは、まず、本事例が粉飾決算かどうかが問われた。「粉飾という点に焦点を絞ると、またもや公認会計士の見落としが問題になる。51年9月期より2年間、4期の監査報告書はいずれも『適正』である」¹⁹⁾という指摘もあった。これについては、先述のように、利益に直接の影響がないということから、当時の〇社長は粉飾ではないとし、大蔵省、日銀も粉飾とすることに慎重であったが、報道は「広い意味での粉飾決算に該当する」²⁰⁾、「従来の一般の粉飾とは性格を異にするが、(中略)粉飾に変わりはない」²¹⁾とし、本事例を粉飾決算として扱っている。また学界からも、「損益に直接かわらなくても、貸借対照表の資産、負債、資本について虚偽の表示が行われるならば、企業の財政状態を歪め、ウィンドー・ドレッシングになることぐらいは、だれでも知っている」との指摘もあった²²⁾。

このように粉飾決算となれば、監査をおこなった監査人、特に公認会計士の責任が中心的に問われても不思議ではないが、報道上そのような批判は多くはなかった。「しかし、これを公認会計士だけの罪にするわけにはいくまい。10年前から警告を発し、有価証券報告書よりもはるかに詳細な資料を手に入れていた大蔵省の怠慢は大きい」²³⁾という報道に代表されるように、むしろ大蔵省の検査のありかたや日銀考査への批判に重点が置かれている²⁴⁾。

対して学界にあっては、公認会計士監査へ目が向けられている。ただしそこでは、粉飾決算に関連した公認会計士、監査法人の責任が議論となったわけではない。大光相互銀行の事例は、先の一部報道にも指摘があったように、監査手

続の欠陥の結果ではないかという議論がその中心であった。すなわち本事例は、監査実施準則(当時)にいう「通常の監査手続」を実施しても、簿外保証が発見できなかったという、監査手続の欠陥に原因があるという指摘がなされたのである。本事例では、簿外保証が問題の中心となり、その結果、監査項目としての債務保証の重要性が提起された形になったが、日本公認会計士協会の監査手続一覧表によれば、当時金融業については、保証債務の「確認」が手続に入っていなかった。このため、この事例は監査人が粉飾決算を見逃したのではなく、まさに発見できなかった事例ということになる²⁵⁾。とすれば、長期にわたって監査人が簿外保証を看過したことも当時としてはやむを得ないことになる。結局、この事例についてはその後担当監査法人、公認会計士に対し大きな批判もなかったことは、当時かかる見解が、少なくとも大蔵省と会計実務界には受け入れられていたと解してよいであろう。

このほか学界では商法学上の問題点として、会計監査人たる監査法人が表明した「意見差控」が適法かどうかの問題も論じられた。監査法人は、監査日数不足を理由にこれを行っていたのだが、このような意見差控に適法性があるかどうかは議論となっている²⁶⁾。さらに、このような監査法人の監査報告書に対して、監査役がその監査報告書において監査法人の監査の方法および結果を相当と認めるとしていることに対しては疑問が呈された²⁷⁾。しかし、報道では監査役の責任を問う声は、この時点ではほぼみられなかった。

以上の結果、まず監査の面では一般事業会社

19) 『日本経済新聞』昭和54年5月22日朝刊。

20) 『日本経済新聞』昭和54年5月19日朝刊。

21) 『日本経済新聞』昭和54年5月22日朝刊。

22) 角瀬 [1979], 30頁

23) 『日本経済新聞』昭和54年5月22日朝刊。

24) 『日本経済新聞』昭和54年5月19日朝刊。

25) 細田 [1993], 316頁。

26) 「注目される大光相互銀行の監査報告書・監査不能理由を明示か」『商事法務』第839号, 「大光相銀の決算処理と『意見差控え』監査報告書をめぐって」『経理情報』第214号, 山上 [1980], 並木 [1979a], 並木 [1979b]。

27) 「大光相互銀行の監査報告書・監査人の意見表明を差控える」『商事法務』第840号, 並木 [1979b]。

を含めて保証債務の監査手続が見直された。さらに日本公認会計士協会は、監査業務審査会の設置を決めている²⁸⁾。また、本事例では、大蔵省検査、日銀考査も長年の不正経理を看過してきたことから、監督機関を含めた、銀行の経営チェック体制の再考が促されたといえる²⁹⁾。

さて、本事例は大光相互銀行固有の特殊な事例であるとする見方もある反面、相互銀行全体に包含されている問題という見方もあった³⁰⁾。結果的には、本事例を契機に、同年9月には徳陽相互銀行でも簿外保証が発覚した³¹⁾。これは大蔵省検査で発覚したものである。これについて同銀行は、一支店が独断で行ったものとし、銀行全体の問題という見方を否定している。金額は87億8千万円とされる³²⁾。また同年10月には山口銀行で不正融資が発覚し、元支店長ら2人が逮捕されている³³⁾。次いで翌昭和55年5月には、平和相互銀行でも昭和54年度末の大蔵省検査によって、簿外保証が発覚する。これは、昭和54年3月期の時点で433億円の簿外保証があり、同年9月期決算に簿外分を計上して解消していたことが明らかになったものであった³⁴⁾。つまり発覚こそ遅れたが、この事例も、大光相互銀行、徳陽相互銀行の事例と同時期のものであったことになる。

これら一連の事例は、大光相互銀行の事例が他の銀行に対する再チェックを喚起し、好景時に銀行が行った不正経理処理が一挙に注目された結果であろう。このように、不正が明らかにされること自体は決して悪いことではない。しかし現時点で振り返れば、このような経過が、近年のいわゆるバブル崩壊後の金融機関の不正事例の発覚においても同様に繰り返されたことがむしろ問題であろう。具体的に見ても、山口銀

行の事例では約20億円にものぼる預金証書の乱発が行われており³⁵⁾、これは平成3年に発覚する東洋信用金庫の事例に類似している。また徳陽相互銀行の事例の発覚後、当時の森永日銀総裁は「大部分の相銀はこのような問題はないと信じている」としたが³⁶⁾、その後すぐに平和相互銀行の事例が発覚した。このとき大蔵省は平和相互銀行の事例に関し、今後相互銀行の基本的体質にメスを入れ、十分監督していくとした³⁷⁾。そしてその指導を受けて、当時の平和相互銀行社長K氏は責任をとって退任し、代わってI氏が社長に昇格した³⁸⁾。しかしI新社長は、昭和61年に起こる、いわゆる平和相互銀行事件で逮捕されることになるのである。

このように、大光相互銀行を初めとする昭和54年のこれら金融不祥事例の経験が、その後どの程度生かされたのかは疑問といわざるをえない。大光相互銀行の事例で批判を受け、再考されたはずの大蔵省検査や日銀考査をもってしても、同様の事例の再発は防げなかった。また大光相互銀行の事例では大きな批判を免れた公認会計士や監査役も、近年の事例にあつては、より注目をあびることになるのである。強制監査制度や監督機関の検査、考査に関して、この当時の対応が果たして十分であったのか、結果論とはいえ疑問を禁じ得ないところである。

3. 事例 KDD

3.1 事例の概要

本事例は、東証一部上場の国際電信電話株式会社（以下KDDと称する）による、巨額の交際費の費消発覚およびこれによる政官界工作疑惑を中心とするものである。

本事例は、KDD社員による密輸が成田空港

28) 『日本経済新聞』昭和54年6月29日朝刊。

29) 『日本経済新聞』昭和54年6月2日朝刊。

30) 大沼・佐藤 [1979]。

31) 『日本経済新聞』昭和54年9月2日朝刊。

32) 『日本経済新聞』昭和54年9月6日夕刊。

33) 『日本経済新聞』昭和54年11月3日朝刊。

34) 『日本経済新聞』昭和55年5月14日朝刊、同日夕刊。

35) 『朝日新聞』昭和54年11月2日夕刊、『読売新聞』昭和54年11月8日朝刊。

36) 『日本経済新聞』昭和54年9月6日朝刊。

37) 『日本経済新聞』昭和55年5月14日夕刊。

38) 『日本経済新聞』昭和55年5月24日朝刊。

で発覚したことに端緒を発する。昭和50年10月2日に、出張帰りのKDD社員2名が1千数百万円相当の外国製装身具などを約300万円の申告で持ち込もうとし、関税法違反の現行犯で摘発された。このとき見つかった商品の領収書の中には、KDD社長のI氏のものもあったため、KDD本社、I社長宅などが翌3日から4日にかけて搜索される。事情聴取に対し、2人は会社の指示で持ち込んだことを認めた。

この事件は、13日になって大きく報道される³⁹⁾。これに対し、当初KDDは、密輸品の購入は社命であるが、関税逃れはあくまで2社員の独断⁴⁰⁾、あるいは機内で寝過ごしてあわてたための申告漏れであるとした⁴¹⁾。しかしこの点については、ミスにしては額が大きすぎることから、税関は計画的密輸とし⁴²⁾、しかも最近の1年半に少なくとも10回以上、数億円相当の貴金属類が密輸されていたことが明らかになり、KDDによる組織的密輸の疑いが濃厚になる⁴³⁾。

焦点は何のために多額の外国製品が買い付けられたかにもあてられた。当初KDDは外国からの客に対する贈答品との説明を行ったが⁴⁴⁾、外国人に外国製品を贈るという不自然さから、当初から国内の贈答に使われたのではないかと疑念が持たれた。これに関連し、同規模の民間企業のほぼ2倍に当たる年10億円前後の交際費を過去5年間にわたり費消していたことも国税庁の調べからわかり、ここから先の密輸品の代金が支出されていたことが判明する。

これを受けて25日にはI社長ほか社長室長など3名の役員が辞任する。そして11月8日には密輸は2社員の個人的ミスであるとする見解をKDDが撤回、社長室の指示により継続的に密輸が行われていたことが明らかになる。そして14日に東京税関成田税関支署は、事件を東京地

検に告発した⁴⁵⁾。

また11月5日には、KDDが国内でも高級家具、絵画、商品券などを買い付けていたことがわかる。しかもこれらの一部が資産台帳に載っておらず、過去に費用処理されていたもののうち現実には貯蔵品であり資産計上すべきものがかなり存在していることが判明する。これらはいわば簿外資産となっており、その額は3億5千400万円にもほぼっていた⁴⁶⁾。これにより、KDDは同年9月期中間決算の修正を余儀なくされている。また美術品のうち一部がI前社長の自宅で私的に利用され、事件の発覚に伴ってその隠匿工作が行われていたことも明らかとなっている⁴⁷⁾。

翌昭和55年1月には、多額の交際費の大部分が社長室によって使用されており、しかもその使用にあたっては、経理部の決済を得ずに物品の購入が行われていたことが判明する⁴⁸⁾。海外で買い付けられ国内に持ち込まれた物品については、経理部に対しては、海外で購入し海外で配った、したがって関税は支払っていないとする説明が社長室からなされていた。しかし実際には、総計約4億円分の装身具類が国内に持ち込まれ、うち約1億6千万円分が密輸分、すなわち無申告ないし過少申告で持ち込まれているが、残り2億4千万円分については税金を支払って持ち込んでおり、これら高額の税金の捻出のための経理操作が行われていた⁴⁹⁾。

このような、社内にも内密にした密輸工作がなぜ必要だったのかが疑問となり、報道はこれが政官界への贈答に使われたのではないかと、という方向へ移る。1月24日、2月6日には、事件関係者のKDD社員2人が相次いで自殺⁵⁰⁾、

39) 『日本経済新聞』昭和54年10月13日朝刊。

40) 『日本経済新聞』昭和54年10月14日朝刊。

41) 『日本経済新聞』昭和54年10月15日朝刊。

42) 『日本経済新聞』昭和54年10月17日夕刊。

43) 『日本経済新聞』昭和54年10月19日朝刊。

44) 『日本経済新聞』昭和54年10月14日朝刊。

45) 『日本経済新聞』昭和54年11月15日朝刊。

46) 『日本経済新聞』昭和54年11月22日朝刊、同12月1日朝刊。

47) 『日本経済新聞』昭和54年11月23日朝刊。

48) 『日本経済新聞』昭和55年1月8日朝刊。

49) 『日本経済新聞』昭和55年1月15日朝刊。

50) 『日本経済新聞』昭和55年1月24日夕刊、同2月6日夕刊。

その中でH参与の残した遺書から、I元社長を中心に代議士工作が行われていたことが明らかになり、事件は疑獄事件の性格を強めていく⁵¹⁾。さらに、郵政省へも工作が行われていたことが明らかになり⁵²⁾、収賄側として郵政官僚2人が逮捕された⁵³⁾。

この間2月24日にはS前社長室長が業務上横領、関税法違反で逮捕され⁵⁴⁾、郵政官僚の逮捕時に贈賄側として再逮捕されている。また4月5日にはI元社長が業務上横領で逮捕された。既述のように、社長室を中心とした多額の交際費の費消、そのための不明朗な経理操作の必要性については、政官界工作のためとする見方が報道では強かったが、購入された物品が比較的安価なものが多かったことなどから、結果としては、社長室のメンバーが私消していた部分がかなりに上ることが明らかとなる。すなわち、昭和51年度から54年度上半期までの2年半に、KDDは総額58億円の交際費を費消したが、うち18億円が社長室のメンバーの私用にあてられ、そのほかにも絵画などを購入後簿外として自宅で利用するなどしていた。これらの経費は雑費として一括されているが、額は40億円にものぼる⁵⁵⁾。そのため、KDD側の逮捕、起訴者は、I元社長、S前社長室長について業務上横領、密輸事件について実行犯の2社員とS前社長室長が関税法違反となったのである。そして5月14日、関係者の起訴によって、事実上事件としてのKDD問題は終結する。

いわゆる密輸事件とは別個に、実際に政官界工作も行われていたようであるが、収賄事件となったのは前期2人の官僚についてのみである。警察庁は国会で政界へは先の交際費58億円のうち1億2千万円が渡り、政治家190人が関係しているとの報告を行っているが⁵⁶⁾、いずれも

賄賂と特定できず、事件とはなっていない。

3.2 報道の論点

本事例は、上述のように当初の状況からすれば大規模な事件に発展し、質的にも大きく変化したため、報道の論点もそれにつれ推移している。

第一に、KDDがなぜ組織的密輸事件を起こさねばならなかったかに焦点があてられた。ここから、国内政官界への贈答疑惑が持ち上がり、疑獄事件の1つとしても扱われるようになる。報道では、もっぱらこれらの工作ルートの解明に関心が注がれた。また、その工作が、KDDに対して当時高まりつつあった国際電信電話料金の値下げ要求を阻止するためのものとの疑惑も生じた。なおKDDは事件発覚後の11月20日に一部地域向けの国際電話料金の値下げ申請を行っており⁵⁷⁾、続けて2次値下げも行った⁵⁸⁾。

第二に、事件がI社長を中心とする社長室の指示で行われたことが判明したことから、I社長と社長室を中心とした経営体制への批判が起きている。さらに、事件の発展と共に、社長室を中心とした横領着服にも報道が集中した。

第三に、事件の捜査が進む過程でKDD社員の自殺者が出たことから、過去の疑獄事件での例と重ね合わせて報道がなされた。

第四に、事件を可能にした、経理操作の不明朗さが批判された。それはまず、交際費の額の大きさが注目され、その使途に関心が集まり、さらにいわゆる乱脈経理問題として扱われた。また後に、絵画などの簿外の貯蔵品の問題も発覚する。これらに関連して、ディスクロージャーの面での不備の問題も提起された。これについて、KDDは大蔵省の要請に対して昭和54年3月期の訂正有価証券報告書を提出、ここでは訂正前と異なり諸経費の内訳として広告宣伝費、委託作業費、交際費、通信運搬費が示さ

51) 『日本経済新聞』昭和55年2月7日朝刊。

52) 『日本経済新聞』昭和55年3月18日朝刊。

53) 『日本経済新聞』昭和55年3月18日夕刊、同19日朝刊。

54) 『日本経済新聞』昭和55年2月25日朝刊。

55) 『日本経済新聞』昭和55年4月24日朝刊。

56) 『日本経済新聞』昭和55年5月14日夕刊。

57) 『日本経済新聞』昭和54年11月22日朝刊。

58) 『日本経済新聞』昭和55年4月16日朝刊。

れ、初めて交際費の額が示された。ここで交際費は20億4千821万円に修正計上されている。KDDは、それまでは多額の交際費費消を指摘されても、それはあくまで税務上のことで会計上はあくまで1億4千万円余であるとしてきたものを、大蔵省の指導にしたがった形で会計上も修正したものであった。また同時に開示された54年9月期の中間監査報告書では先の簿外資産のうち資産計上すべきものが一部脚注開示される。ここではKDDが郵政省へ再提出した同期中間決算で計上された簿外分3億5千500万円につき、過去1年半ごとの内訳が示されている⁵⁹⁾。これをきっかけに、大蔵省は他の上場企業についても交際費など諸経費の内訳開示を公認会計士を通じて指導することとなった⁶⁰⁾。

第五は、以上のような経営が行われ得たことについて、KDDのチェック体制の不備についての報道である。これは、もっぱらKDDが特殊法人であるという観点からの批判が主であった。既述のように、KDDは東証一部上場の株式会社であり、政府からの直接出資も受けていないが、国際電信電話会社法により当時は国際電信電話事業の独占を認められた国策会社であった。このため、特殊法人としての特徴も指摘される企業であり、報道はこの点を重視したものである。その際、かかる特殊法人としてのKDDの監査体制の不備が大きく指摘されることになった。そのため、後述のようにそれは必ずしも公認会計士監査を典型とする強制監査に対する批判ではない。

3.3 監査および監査人との関連

本事例においては、先述のようにKDDにおける監査体制の不備がかなり指摘されている。KDDは東証一部上場の株式会社であり、商法監査、証券取引法監査の対象企業である。当然、これら監査の監査人への批判も不思議ではない

が、結果としてはそれは限られたものとなった。対して、監査についての報道の多くは、以下の2点についてのものが主なものであった。

第一は、KDDの内部監査体制の不備である。これは、I社長を中心とするグループによってこの事件が起こされ、これを社内で未然に阻止できなかったという反省に立っている。これに対し、体制刷新でKDD社長になったM氏は、就任前に社内のチェック機構の重視を打ち出し⁶¹⁾、KDDは内部監査強化のために「考査室」を社長直属の形で設置した⁶²⁾。また、関連して第三者の意見を経営に反映するための「経営諮問委員会」の構想も示されている⁶³⁾。

第二は、KDDの監督官庁による監視への批判である。まず、特殊法人であるKDDを、新たに会計検査院の検査対象に加えることが国会で議論された。これに対して直接の監督官庁にあたる郵政省は自らの監督権限の強化によって対応することを主張し、KDDの決算と事業計画を新たに郵政省の認可事項とすることが議論される⁶⁴⁾。

このように、KDDの経営のチェックおよび監査問題は、KDDの特殊法人性との関連で論じられ、もっぱら監督機関が新たにどのような規制をすべきかに焦点が当てられている。事件当初は、強制監査を行っていた監査人への言及も報道に見られる。しかしそれは、これら監査人の責任を問うという論調ではない。たとえば、「監査役や監査法人にしても、交際費の支出が商法や税法、あるいは会計原則に適合している限り、支出の当不当を判断することは極めてむずかしい、と郵政省も認めている」⁶⁵⁾というように、監査人には責任がないことをむしろ示唆する報道となっている。証券取引法監査について、大蔵省は担当の監査法人朝日会社から事情聴

61)『日本経済新聞』昭和54年12月20日朝刊。

62)『日本経済新聞』昭和54年12月25日朝刊。

63)『日本経済新聞』昭和55年1月11日朝刊。

64)『日本経済新聞』昭和54年12月4日朝刊、同18日朝刊。

65)『朝日新聞』昭和54年10月23日夕刊。

59)『読売新聞』昭和54年12月28日朝刊、『日本経済新聞』昭和54年12月28日朝刊。

60)『日本経済新聞』昭和54年12月29日朝刊。

取を行っているが、この際監査法人自身も、海外からの物品の購入にはサンプリング調査だが領収書がついており、書類は整っていた、それら物品がだれに渡ったかとか、着服の可能性は会計監査の範囲外のことで、会計監査の立場からは問題がなかったとしている⁶⁶⁾。なおこの後、特に同法人に対して批判は起こっていない。また、先述のようにKDDは、交際費を中心に有価証券報告書の訂正を行うに至っている。このことはまさに、「不正支出を隠蔽するために粉飾決算がなされていた」といえ⁶⁷⁾、監査上の問題が指摘されてもおかしうはない。しかし東京証券取引所上場管理室は、「表示方法の訂正で財務諸表全体を大きく変えるものではないし、利益に与える影響も小さいので上場廃止につながるような粉飾決算とは判断していない」とし、粉飾決算との見解をとっておらず⁶⁸⁾、監査上の問題や公認会計士の責任には触れていない。

しかし、たとえばKDDのような国策会社でない、一般の上場企業で同様の事例が見られたときに、やはり公認会計士や監査役といった監査人は責任を問われ得ないのであろうか。確かに、交際費の使われた先についてまで監査人、特に公認会計士の責任を問うことが可能かつ妥当かどうかには疑問があろう。しかし、KDDが同業他社に比べて異常に多額の交際費を支出していた企業であることは事実である。KDDは交際費について費目を明示せずディスクロージャーを行っていたが、少なくともかように多額の交際費が費消されていたことを公認会計士は知り得る立場にいたことは事実であろう。

監査法人によれば、交際費は領収書の添付されたものであり、問題はなかったとしている。しかしその領収書にしても、改竄の事実が報じられている⁶⁹⁾。領収書の監査手続きは試査によって行われており、サンプリング対象となった

領収書がたまたま正規のものであったのかもしれないが、その場合にも、試査の前提となる内部統制組織の評価が果たして正当に行われていたのかが疑問になる。上述のように、交際費の支出に関して内部統制はまったく働いておらず、社内の内部監査も社長室へは及んでいなかった。とすれば、KDDの内部統制組織は、きわめて不十分なものであったといわざるを得ず、このことが確認されていれば、交際費について精査の必要が生じた可能性も否定できない。

監査役監査については、I社長辞任後社長を兼務したKDDのF会長は、監査役の見直しを表明している。すなわち、従来KDDでは監査役が部長から役員へのステップとして利用されていたために、監査役によるI社長への監視は事実上できなかったとし、このような監査役の任用を改めるとするものである⁷⁰⁾。なお、事件に対する監査役の責任についてはその後も特に触れられていない。

3.4 本事例の特徴とその後の対応

本事例の特徴をあげれば以下のものである。

- ① 一連の特殊法人、官庁の不正経理問題の中で起きた事件であること。
- ② 報道にあっては、監査の問題点が比較的多く報じられたこと。
- ③ 証券取引法監査、商法監査の問題点は中心の問題とならず、外部監査としては官庁による監視がその中核となって論じられたこと。
- ④ 学界にあっては、本事例と関連して不正支出の監査につき議論されたこと。

既述のようにKDDは東証一部上場の株式会社とはいえ、特殊な立場にある企業であったことが、この事例における報道の展開や監査についての見方に大きく影響を与えていたように思われる。上述のように本事例は、KDD社員の

66)『日本経済新聞』昭和54年10月26日朝刊。

67) 高柳 [1993], 208頁。

68)『日本経済新聞』昭和54年12月28日朝刊。

69)『朝日新聞』昭和54年12月8日朝刊。

70)『日本経済新聞』昭和54年11月22日朝刊。

密輸事件という特異な事件に端緒を発しているが、このような事件がスクープのように報じられた背景には、KDDの事例と同時期にみられる政府機関および特殊法人における不正経理事件との関連が重視されたことがあるように思われる。すなわち、KDD事件の直前には日本鉄道建設公団（以下、鉄建公団と略す）においてカラ出張、ヤミ賞与の支給という、不正経理事件が発覚し、大きく報道されている。さらに同時期に、環境庁、防衛庁、日本住宅公団、国鉄などでも同様の事例が報道され、この時期には、行政機関や特殊法人の経理のありかたについて厳しい批判が生じていたのである。

KDDの事例も、常にこれら特殊法人の経理問題と重ね合わせて論じられていた傾向がある。多額に上った交際費の工面に、ヤミ出張の疑惑が報じられたり⁷¹⁾、後に自民党行財政調査会では、特殊法人の改革問題として、鉄建公団と共に一括して論じられ、国会での審議も同様の傾向を見せる⁷²⁾。このように、KDDの事例が、一上場企業の不正事例としてではなく、特殊法人の不正事例の1つとして報道されたことは、監査の面での報道にも大きく影響している。

報道でも、多額の交際費が不明朗な経理操作で支出され、簿外の貯蔵品も多額にのぼっていたことについて、なぜそのチェックができなかったのかという疑問は早くから呈されていた。さらに、同事例の展開の過程で、社長室の専横が明らかとなり、KDD内部のチェック体制の不備が大きく指摘されるに至った。しかし、その問題点の所在は、もっぱら監督官庁である郵政省のチェック機能のなさに求められることになる。たとえば、鉄建公団が「認可予算制度」であるため、監督が甘いとされていたのに比較して、KDDが「事業計画の承認制度」であることから、鉄建公団よりもさらに監督がルーズ

であると報道されたのである⁷³⁾。すなわち、現実には郵政省は簡単な決算報告を受ける程度で、予算についてはチェックすらできない、これではまったく監査がなされていないも同然であるとされたのである。そのため、上述のように会計検査院による検査の必要性も論じられることになる。

なお結果として、KDDは、貸借対照表、損益計算書、営業報告書と事業年度毎の年間収支決算見通しと資金計画の郵政大臣への提出が義務づけられることになり、また虚偽報告の場合の罰金を50万円に引き上げるよう、国際電信電話会社法が改正されることで決着した。先述の会計検査院検査については、日本航空のように必要な場合に検査できる、ということにとどまった。当初の報道からは後退しているようにも思えるが、民間企業の側面も強くそのための規制も受けているKDDに、国策会社であるという理由による会計検査院検査がなじむのかどうかには疑問があらう⁷⁴⁾。

本事例は、従来になく経営のチェックが内部的にも外部的にも不備であったことが指摘された事例であったが、KDDの特殊法人としての性格に注目するあまり、監査面の問題点については、もっぱら郵政省による監督と会計検査院による検査が可能かどうか、さらに社長室の専横のような事態を許さない内部監査体制の整備に向けられた。しかし、KDDは特殊法人であったのに監査を受けていなかった、というのは事実ではない。むしろ、民間上場企業としての性格も強く有しており、証券取引法、商法による規制を受けていた企業なのである。そのため、強制監査の対象企業でもあった。その意味

73) 『朝日新聞』昭和54年10月17日朝刊。

74) これら一連の特殊法人の不祥事例に対応して、特殊法人の監事の職務権限の明確化などを内容とする内閣官房副長官通達が出されている。これは、当時の行政管理庁による行政監察の範疇に入るものであり（現在は総務庁が主管）、これには会計監査を含むものの、いわば業務監査の面での強化がはかられたといえよう。

71) 『毎日新聞』昭和54年10月26日夕刊。

72) 『日本経済新聞』、『朝日新聞』昭和54年12月6日朝刊。

で、KDDと鉄建公団等の事例が特殊法人の不正事例として同列に論じられてしまったことは、本事例における監査への注目に大きく影響を与えた。すなわちKDDの事例では、KDDが民間企業として規制を受け、監査も受けている側面が過小評価され、結果として監査人への批判も少なかったといえよう。

報道上では、監査人の責任を問う声は少なかったが、この時期学界では不正支出と監査の関係についての議論が多くみられた。1つには、それは、ウォーターゲート事件、ロッキード事件などのアメリカで起こった不正支出事件に対して、アメリカではこれを公認会計士監査と関連して論じ、監査基準書(SAS)16, 17号の公表、外国不正支払防止法(1977年)などを通じ、不正支出に対して一定程度監査人の責任を認める方向を打ち出したことを背景としている⁷⁵⁾。このことが、我が国におけるロッキード事件をはじめ、KDDを含めた上述の特殊法人の不正事例の多発と結び付けられて議論を活発にした。しかしそれらの論調は多様であって、アメリカのごとき対応を我が国にも求めるもの⁷⁶⁾、逆に我が国には不適であることを指摘するもの⁷⁷⁾、現行の制度の枠内での対応を模索するもの⁷⁸⁾、監査役に不正支出発見の責務を期待するもの⁷⁹⁾、ヨーロッパにみられる会計審判所のような機関の設置を提唱するもの⁸⁰⁾など実に様々であった。しかしそれらの中でも、近代監査にあつては、不正支出の監査は公認会計士にとっては必ずしも第一義的でなく、発見できないこともやむをえないことを改めて強調するものが多くみられた⁸¹⁾。

昭和56年の商法改正において、監査役の権限・責任の強化がはかられたのは、ロッキード事件を初めとする一連の不幸事がひとつのきっかけといわれ、その意味でKDDの事例もこの監査役監査制度の強化の一因となったといえるかもしれない。また、企業会計審議会は法務省から非公式ではあるが不正支払い防止の方法の検討を要請されたとされ⁸²⁾、日本公認会計士協会も昭和54年12月に「不正支出・使途不明金等に係る監査の充実強化について」の会長要望書が公表されている⁸³⁾。しかし、結果としてアメリカにおけるような、公認会計士の不正支出監査への積極対応を図る法制度の整備は我が国では行われなかった。

以上のように、本事例にあつては、公認会計士や監査役は批判の矢面に立つことはなかったといつてよい。しかしこれをもって、彼ら監査人や、監査制度の発展にとってよしとすべきであったかどうかは疑問である。担当監査法人が主張し、学界の諸論も認めるような、会計士監査が贈賄や横領のチェックまで網羅するものではないことが、この時点で社会的に認知された結果であるとは考えにくい。また不正支出の問題に注目が集まるあまり、そのために行われた粉飾経理の問題が過小評価され、この点ですら監査人の責任が問われなかったことも否めない。さらに、経営のチェック機能を外部監査にそもそも期待していないことが、監査人への無関心と監督官庁への期待となって表れたのではなかったか。KDDの事例にあつて、株主の被った損害という視点からの報道がなかったことは、いかにも特徴的である。結果として、KDDへの公的規制が増したことでよしとされ、証券取引市場にあつて適切なディスクロージャーを確保し、ここに会計士が積極的に関与する1つの機会を逃してしまったといえよう。監査役

75) 中地 [1979a], 中地 [1979b], 小西 [1979], 市川 [1977]。

76) 岩村 [1977b], 熊野 [1979]。

77) 兼子 [1980]。

78) 岩村 [1977a]。

79) 河合 [1980]。三澤 [1981] も、限界を認めながら監査役監査に可能性を見ている。

80) 兼子 [1980]。なお、同様の提唱が近澤 [1975] にもみられる。

81) 村山 [1977], 三澤 [1981], 斎藤 [1980], 岩村 [1977b], 河合 [1980]。

82) 川北 [1979]。

83) 斎藤 [1980]。

にいたっては、I元社長に対して監査役がまったくそのチェック機能を果たしていなかった事実が当然のごとく報じられただけである。このように総じて言えば、KDDの事例は、密輸、政官界工作、横領着服、自殺といったセンセーショナルな事件の陰に、監査人の責任問題が隠れてしまった事例ともいえよう。

[参考文献]

- Agars, Peter, John Gruner, 山本秀夫、藤沼亜起「IAFC会長を囲んで」『JICPAジャーナル』第7巻第1号、26-33頁、1995年1月。
- 近澤弘治「粉飾は防止できるか——粉飾防止の必須要件に関連して——」『産業経理』第35巻第6号、44-49頁、1975年6月。
- 細田末吉「不正と決算の監査役監査」同文館出版、1993年。
- 市川俊一「米国における不正支出に対する規制の現況」『企業会計』第29巻第8号、85-91頁、1977年8月。
- 岩村一夫「高官等への特別支出と監査」『産業経理』第37巻第5号、36-41頁、1977年5月（[1977a]）。
- 岩村一夫「不正支出に関する監査態勢の強化」『企業会計』第29巻第8号、78-84頁、1977年8月（[1977b]）。
- 角瀬保雄「大光相互の粉飾事件を分析する」『エコノミスト』第57巻第23号、30-34頁、1979年6月12日。
- 兼子春三「企業の不正行為に挑戦する会計制度」『産業経理』第40巻第7号、1-8頁、1980年7月。
- 河合秀敏「不正支出と会計士監査」『企業会計』第32巻第5号、71-77頁、1980年5月。
- 川北博「不正支出と監査人の責任」『産業経理』第39巻第12号、30-36頁、1979年12月。
- 川北博「企業の不正と監査問題」『監査役』第298号、4-13頁、1992年2月。
- 小西一正「誤謬および不正の問題と内部統制」『企業会計』第31巻第7号、130-135頁、1979年7月。
- 熊野実夫「『不正支出』監査に先立つべきもの」『産業経理』第39巻第12号、37-43頁、1979年12月。
- 三澤一「使途不明金の監査」『産業経理』第41巻第1号、55-60頁、1981年1月。
- 村山徳五郎「不正支出と会計士監査」『企業会計』第29巻第1号、75-81頁、1977年1月。
- 中地宏「航空機疑惑と証券取引委員会（SEC）——海外不正支払いと証券行政はどう繋がるか——」『企業会計』第31巻第6号、132-137頁、1979年6月（[1979a]）。
- 中地宏「航空機疑惑と公認会計士監査——海外不正支払防止への諸対策をめぐって——」『企業会計』第31巻第7号、121-127頁、1979年7月（[1979b]）。
- 並木俊守「『意見差控え』の監査報告書は適法か」『経理情報』第213号、41-42頁、1979年7月20日（[1979a]）。
- 並木俊守「保証債務と粉飾」『企業会計』第31巻第10号、143-145頁、1979年10月（[1979b]）。
- 大沼孝司、佐藤克二「大光相互における相銀危機の実相」『エコノミスト』第57巻第21号、1979年5月29日。
- 斎藤奏「不正支出、使途不明金をめぐる会計上の諸問題」『産業経理』第40巻第8号、43-48頁、1980年8月。
- 高柳龍芳『監査論ノート（改訂版）』東京経済情報出版、1993年。
- 山上一夫「商法監査における『意見差控え』は違法か」『経理情報』第216号、15-19頁、1980年2月20日。
- 吉見宏「我が国におけるエクスペクテーション・ギャップ問題の現状」『JICPAジャーナル』第5巻第10号、61-67頁、1993年10月。
- 吉見宏「我が国におけるエクスペクテーション・ギャップ問題の分析」『会計』第146巻第3号、55-70頁、1994年9月。